

令和6年6月11日

関係団体各位

長崎労働局

## 「全国安全週間」を契機とした労働災害防止の取り組みについて

平素より、労働基準行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、本年も企業をはじめ関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、6月を準備期間、7月1日から7日までを本週間として「全国安全週間」が実施されます。

長崎県内における令和5年の労働災害発生状況は、新型コロナウイルス感染症り患による者を除き、死亡者数が10人と令和4年より7人増加し、令和6年については5月末時点において前年同期を3人上回る6人が死亡し憂慮すべき状況にあります。

つきましては、重篤な労働災害を減らし労働者一人ひとりが安全に働くことができる職場づくりのため、全国安全週間を契機とした労働災害防止への取り組みについて、貴団体の傘下関係事業場に周知いただきますようご協力をお願いいたします。

長崎労働局 労働基準部 健康安全課

課長 中里 晋

地方労働衛生専門官 堀尾 英輝

【電話】095-801-0032（直通）

# 長崎県内で死亡災害が多発

長崎労働局（5月末現在）

番号	発生年月	被災者 職種 年齢等	発生状況の概要		業種 起因物 事故の型	管轄署
1	6.1	男	建造中のケミカルタンカーのタンク底部に倒れている被災者を発見し、その後死亡を確認した。発見時の状況から、タンク内の昇降設備から約1.2m墜落したものと推測される。		製造業 (造船業)  はしご等  墜落、転落	長崎
		作業員				
		44歳				
2	6.3	男	建造中のケミカルタンカーのタンク内で溶接作業を行っていたところ、タンク内で火災が発生し、タンク内で作業を行っていた労働者1名が死亡した。		製造業 (造船業)  溶接装置  高温・低温の物との接触	長崎
		作業員				
		34歳				
3	6.4	男	岸壁において、船舶の汚水を汚水処理船に受け入れ、汚水処理船で処理を行っていた労働者（2名）が、汚水処理槽内に入り死亡したもの（硫化水素中毒の疑い）。		清掃・と畜業  有害物  有害物等との接触	佐世保
		作業員				
		54歳				
4	6.4	男	岸壁において、船舶の汚水を汚水処理船に受け入れ、汚水処理船で処理を行っていた労働者（2名）が、汚水処理槽内に入り死亡したもの（硫化水素中毒の疑い）。		清掃・と畜業  有害物  有害物等との接触	佐世保
		作業員				
		33歳				
5	6.4	男	工場の解体作業において、解体中の建屋が崩壊し、解体用機械を運転していた労働者が下敷きとなり、死亡した。		建設業  建築物、構築物等  崩壊、倒壊	長崎
		作業員				
		41歳				
6	6.5	男	残土処理場においてホイールローダーで走行中に路肩から転落し、ホイールローダーの下敷きとなり死亡した。		清掃・と畜業  物上げ装置 運搬機械  墜落、転落	長崎
		作業員				
		67歳				

注) イラスト出典元：職場のあんぜんサイト

	合計	管轄署別						業種別						
		長崎	佐世保	江迎	島原	諫早	対馬	製造	建設	運輸 交通	農林 水産	商業	その他	
令和6年	6	4	2					2	1					3
令和5年	4	2		1		1		2	1					1

第97回

# 全国安全週間

令和6年

7月1日～7日

準備期間

6月1日～30日

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年で97回目を迎えます。

スローガン

危険に気付くあなたの目

そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全

Safety is not Urgent, Do Not Rush, Do Not Neglect

安全で安心な職場づくりを目指し、それぞれの事業場では、労使が協調して、様々な取組の積み重ねにより、労働災害が長期的に減少していることはご存じのとおりです。

しかしながら、昨年の長崎県内における労働災害は、死亡災害は10人（コロナ関連の災害を除く）と一昨年と比較し7人増加した一方、休業4日以上死傷者数は1,590人（コロナ関連の災害を除く）と一昨年と比較し48人減少したものの、労働災害の発生件数は高止まりの状況にあります。

これ以上、労働災害を起こさない、起こさせないためにも「安全第一」の信念並びに「全国安全週間のスローガン」のもと、全社的な安全管理を進め、安全で安心な職場づくりを達成していただきますようお願いします。

主唱



厚生労働省 長崎労働局・各労働基準監督署

## ● 継続的に実施する事項

### ① 安全衛生活動の推進

#### ア 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

#### イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

#### ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (イ) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

#### エ リスクアセスメントの実施

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

#### オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- (ウ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

#### ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (イ) 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
- (オ) パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

#### イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- (イ) 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
- (ウ) 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (エ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (オ) トラックの逸走防止措置の実施
- (カ) トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

#### ウ 建設業における労働災害防止対策

- (ア) 一般的事項
  - a 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止器具の適切な使用
  - b 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
  - c 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
  - d 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
  - e 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
  - f 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
  - g 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- (イ) 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
- (ウ) 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

### ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

②

**エ 製造業における労働災害防止対策**

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

**オ 林業の労働災害防止対策**

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③ 業種横断的な労働災害防止対策

**ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策**

- (ア) 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
- (エ) 通勤プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
- (オ) 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
- (カ) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

**イ 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策**

- (ア) 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施
- (イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- (ウ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

**ウ 交通労働災害防止対策**

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

**エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）**

- (ア) 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- (イ) 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
- (ウ) 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

**オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策**

- (ア) 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- (イ) その他請負人等が上記①～③エに掲げる事項を円滑に実施するための配慮

**● 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項**

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講習会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施



# STOP！熱中症

## クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チュウイカン吉



キャンペーン  
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

### 準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

# キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP  
1

## 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

STEP  
2

## 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
服装	準備期間に検討した服装を着用
作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 糖尿病、 高血圧症、 心疾患、 腎不全、 精神・神経 関係の疾患、 広範囲の皮膚疾患、 感冒、 下痢
日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 <b>全身を濡らして送風することなどにより体温を低減</b> 一人きりにしない

## 重点取組期間（7月）にすべきこと

暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加

暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底

水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底

作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加

熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施

**体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**